

瑞 生 許 可 第 1 4 - 5 号

許 可 証

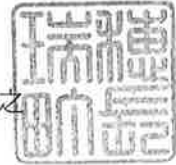
住 所 東京都八王子市長房町126番地の2

氏 名 株式会社 まごころ清掃社
代表取締役 高野正人

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第46条又は第48条の
規定により下記のとおり許可する。

令和4年9月20日

瑞穂町長 杉浦 裕之



平成14年10月1日許可

一 般 廃 棄 物 の 種 類	紙くず・木くず・繊維くず・厨芥
収 集 運 搬 、 処 分 の 区 別	収 集 ・ 運 搬
運 搬 先	西 多 摩 衛 生 組 合
作 業 区 域	瑞 穂 町 全 域
許 可 の 有 効 期 間	令 和 4 年 10 月 1 日 から 令 和 6 年 9 月 30 日 まで
許 可 の 条 件	(1) 法律及び条例の遵守 (2) 住民に迷惑を及ぼさぬこと

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瑞穂町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂町を被告として（訴訟において瑞穂町を代表する者は瑞穂町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。